

令和3年度

東京都多重債務問題対策協議会
相談部会及び貸金業部会合同会議

令和4年1月20日（木）

Web会議システムによるオンライン開催

午前10時30分開会

○百瀬委員 皆様、おはようございます。東京都消費生活総合センター相談課長の百瀬でございます。本日は御参加いただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。

会議が始まる前に、オンライン会議について御案内させていただきます。

最初に、ハウリング防止のため、発言される時以外はカメラ、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。また、回線が不安定なため、負荷を減らすために基本的には会議中は音声のみでお願いいたします。そのため、部会長の進行に関しましても、委員の紹介以降は音声のみとさせていただきます。また、音やカメラについて不具合が生じた際には、一旦会議から退室いただきまして再入室を試みていただければと思います。御面倒をおかけしますが、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、会議の開催を宮永部会長、よろしくお願いたします。

○宮永部会長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、「東京都多重債務問題対策協議会 相談部会及び貸金業部会 合同会議」を始めさせていただきます。私は、相談部会長を務めております東京都消費生活総合センター所長の宮永でございます。本日の進行は相談部会のほうで務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議事に入ります前に、相談部会長として一言御挨拶申し上げます。

日頃から委員の皆様方には大変御尽力いただき、感謝申し上げます。この場をお借りして御礼申し上げます。また、本日はお忙しいところを御参加いただきましてありがとうございます。

平成19年8月に東京都多重債務問題対策協議会を立ち上げて以来、平成24年度から相談部会と貸金業部会を合同で開催するという機会を設けております。また、平成20年度以降、東京都と23区26市1町は、東京三弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター（法テラス）などの法律専門相談窓口等の御協力を得まして、特別相談「多重債務110番」を9月と3月の年2回実施しております。

今年度につきましても、昨年9月29日、30日に、特別相談「多重債務110番」を実施したところでございます。実施結果につきましては、後ほど御報告させていただきます。

多重債務110番の相談件数は年々減少傾向にはありますが、多重債務に陥っている人

たちの中には適切な相談機関に自分自身の力ではたどり着けない人々も一定程度存在していると思われま。多重債務110番は、どこに相談していいのから分からず、わらにもずがる思いで相談する相談者にとりましては重要な役割を担っていると考えております。

特別相談でない通常の相談におきましても、多重債務相談についてはかつてほど相談件数は多くはありませんが、転職、事故、病気による入院、依存症などがきっかけとなって多重債務を抱えて生活困窮に陥ってしまうなど、深刻な内容も多く、決して楽観視することはできません。また、近年は、コロナ禍の影響により失業や収入減となり、生活苦から多重債務に陥ってしまうという相談も目立っております。

さらに、若年層が増えておりますサイドビジネス商法等により多重債務に陥った相談者には、消費者被害の解決も同時に相談できるなど、消費者センターならではの利点もあると考えております。

こうした状況を踏まえまして、両部会が合同で情報交換をすることで、多重債務問題のより一層の解決が図れるものと考えております。今後とも、貸金業部会の皆様と連携をより一層強化して取り組んでまいりたいと考えております。御協力のほど、よろしく願いいたします。

なお、今回は初めてオンライン会議での開催とさせていただきました。この間、接続テストや環境設定などでお手数をおかけしました。ありがとうございました。本日も御不便をおかけすることもあるかと存じますが、御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、冒頭にお話がありましたように、回線安定のため、この後の進行はカメラオフで対応させていただきます。

続きまして、貸金業部会より御挨拶をいただきたいと思ひます。本日、篠原金融部長は所用のため欠席と御連絡をいただいておりますので、金融部貸金業対策課の小寺課長より御挨拶をいただきます。

小寺課長、よろしく願いいたします。

○小寺委員 産業労働局金融部貸金業対策課、課長の小寺でございます。

本日は、貸金業部会長であります金融部長の篠原が所用のため欠席と相なっております。甚だ僭越ではございますが、部会長に代わりまして都の貸金業対策を所掌いたします私のほうから、部会を代表いたしまして一言御挨拶申し上げます。

皆様方には日頃から、都の貸金業対策、ヤミ金融被害防止対策、多重債務問題の解決、防止に向けた各種の取組に御協力いただいておりますことに深く御礼申し上げます。

貸金業部会では、東京三弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター（法テラス）、日本貸金業協会、関東財務局、警視庁をはじめとした関係機関、さらには埼玉県、千葉県、神奈川県、計15機関の協力を得て、ヤミ金融被害防止対策、多重債務問題の解決、防止に向け、一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンを毎年6月と11月に行っております。

新型コロナウイルス感染症の発生の一昨年度までは、比較的貸金業者が集まっております繁華街や大規模なイベント等への出展等を通じ、都民の方々に直接注意喚起を図ってまいりましたが、コロナ禍に伴いそうした機会が減少する一方で、依然としてヤミ金融による被害が後を絶たないことから、そうした手口を多くの方々に知っていただき被害を防止するため、昨年度から公共交通機関を活用した啓発動画の放映やインターネット広告等を通じた啓発活動に取り組んでおります。

こうした活動に加え、ファクタリングを装った違法な貸付けを受けたとの相談も踏まえ、被害に遭いやすい都内の中小企業に対しまして注意喚起の啓発チラシを送付しましたほか、新たなヤミ金融の手口として注意が必要な後払い（ツケ払い）現金化などについても、ホームページや啓発チラシを通じた注意喚起に取り組んでおります。

また、大学生や専門学校生などの若年者や高齢者を対象に、ローンやクレジットなどの基礎知識の習得、ヤミ金融の手口の特徴の紹介を通じて被害の防止を図るため、部会のメンバーでございます日本貸金業協会様とも連携を取らせていただき、学校等に出向いて、もしくはリモートで講義を行う出前講座にも取り組んでおります。

今年度は、民法改正に伴う成年年齢の引下げが今年の4月から行われることを見据え、セミナーの対象を高校生まで広げたことにより、専門学校や都立高校からの多数の御依頼をいただき、実施しているところでございます。

さらに、貸金業の登録行政庁といたしまして、登録業者に対し、業務の適正化と資金需要者等の保護の観点から、法に基づき厳正な指導・監督を行っているところでございます。

今後とも、悪質な貸金業者に対し厳正な処分をもって臨むとともに、関係機関の皆様との緊密な連携の下、ヤミ金融被害防止、多重債務問題の解決、防止に向け、資金需要者に対する普及啓発活動の充実を図ってまいります。

先ほど、相談部会長からもお話がございましたが、2つの部会が連携を取り合いまして、少しでも被害者をなくしていくという活動により一層取り組んでまいりたいと思っております。次第でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

○宮永部会長 小寺課長、ありがとうございました。

それでは、議事に先立ちまして、委員の皆様方から所属とお名前の紹介をいただければと思います。恐れ入りますが、相談部会の委員から貸金業部会の委員まで名簿の順にしていきたいと思います。

なお、恐れ入りますが、その際はカメラ、マイクをオンにいただきまして、発言が終わりましたらオフにいただければと思います。

それでは、相談部会のほうから、宮村委員、お願いします。

○宮村委員 東京弁護士会の宮村です。よろしくお願いいたします。

○宮永部会長 宮村委員、ありがとうございました。

続きまして、釜谷委員、お願いします。

○釜谷委員 第一東京弁護士会の釜谷です。よろしくお願いいたします。

○宮永部会長 ありがとうございました。

続いて、寺谷委員、お願いします。

○寺谷委員 第二東京弁護士会の寺谷です。今日はよろしくお願いいたします。

○宮永部会長 ありがとうございます。

続いて、安藤委員、お願いします。

○安藤委員 東京司法書士会の安藤と申します。よろしくお願いいたします。

○宮永部会長 ありがとうございます。

次の亀井委員でございますけれども、本日は急用により欠席という御連絡がありました。

続きまして、海老名委員、よろしくお願いいたします。

音声が届かないようなので、次に行かせていただきます。

杉山委員、お願いします。

○杉山委員 日本クレジットカウンセリング協会の杉山です。よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

なお、足立区の吉尾委員は本日御欠席との御連絡をいただいております。代理といたしまして、足立区消費者センターの町田所長に御出席いただいております。町田所長、よろしくお願いいたします。

○町田オブザーバー 足立区消費者センターの所長をしております町田と申します。吉尾課長は本日所用のため、代理で出席させていただきました。よろしくお願いいたします。

○宮永部会長 ありがとうございます。

続きまして、橋本委員、お願いします。

○橋本委員 八王子市消費生活センター所長の橋本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○宮永部会長 ありがとうございます。

次に、長谷部委員、お願いします。

○長谷部委員 瑞穂町産業課長の長谷部と申します。よろしく願いいたします。

○宮永部会長 ありがとうございます。

続きまして、貸金業部会に移ります。貸金業部会、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 川の手市民の会の中村と申します。よろしく願いいたします。

○宮永部会長 ありがとうございます。

その次の杉山委員は、相談部会のほうで御紹介させていただきましたので、割愛させていただきます。

続きまして、森委員、お願いします。

○森委員 おはようございます。日本貸金業協会の森でございます。本日はよろしく願いいたします。

○宮永部会長 よろしく願いいたします。

豊田委員、お願いします。

○豊田委員 財務省関東財務局東京財務事務所の豊田と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○宮永部会長 ありがとうございます。

次に、山内委員、お願いします。

○山内委員 警視庁の生活経済課金融犯罪対策室長の山内です。よろしく願いいたします。

○宮永部会長 ありがとうございます。

なお、警視庁の山寺委員は本日欠席との御連絡をいただいております。代理といたしまして、警視庁組織犯罪対策部の長尾様に御出席いただいております。

長尾様、よろしく願いいたします。

長尾様は接続が不調のようです。

では、続けさせていただきます。東京都側の出席者を紹介したいと思います。また、名簿順にまいります。

相談部会より、加藤委員、お願いします。

○加藤委員 東京都生活文化局消費者生活部の企画調整課長の加藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○宮永部会長 ありがとうございます。

百瀬委員、お願ひします。

○百瀬委員 東京都消費生活総合センター相談課長の百瀬でございます。相談部会の事務局もしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○宮永部会長 畑中委員も、本日、急用により欠席との御連絡をいただきました。

次に、小寺委員、お願ひします。

○小寺委員 東京都産業労働局金融部貸金業対策課長の小寺でございます。よろしくお願ひいたします。

○宮永部会長 次に、貸金業部会より、西尾委員、お願ひします。

西尾委員がうまくつながっていないようです。

小寺委員は、先ほど相談部会で御紹介いただきましたので割愛いたします。

続きまして、本日は福祉保健局、生活文化局、産業労働局、それぞれからオブザーバーの参加がありますので紹介いたします。

福祉保健局、向山課長、お願ひします。

○向山オブザーバー 福祉保健局で自殺対策を担当しております向山と申します。よろしくお願ひいたします。

○宮永部会長 よろしくお願ひします。

続きまして、生活文化局、高村課長。

○高村オブザーバー 消費生活総合センターで専門課長をしております高村です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○宮永部会長 続きまして、産業労働局、及川課長、お願ひします。

○及川オブザーバー 東京都貸金業対策課の及川です。特別検査と検査指導、監督を担当しています。よろしくお願ひします。

○宮永部会長 ありがとうございます。

○百瀬委員 相談課長の百瀬でございます。長尾委員がつながりましたのでお願ひいたします。

○宮永部会長 分かりました。

警視庁の山内委員の代理で出席いただいております組織犯罪対策部の長尾様、よろしく

お願いします。

まだ音声が届かないようですが、接続の関係でしょうか。

○百瀬委員 接続の関係で、申し訳ございません。長尾オブザーバーはいらしております。

○宮永部会長 申し訳ありません。西尾委員のほうもチャットでいただいております、音声のほうはこちらに届いていないようです。

西尾委員、いかがですか。大丈夫でしょうか。

やはりちょっと難しいようです。西尾委員も御参加いただいております。接続の関係で御不便をおかけして申し訳ありません。

それでは、議事に入らせていただきます。

合同開催の進行につきましては、先ほど申し上げましたとおり今回は相談部会のほうで務めますので、これより私、相談部会長が議事進行をしたいと思います。

本日の会議は12時終了の予定としておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

まず、相談課長から、本日の配付資料の確認をお願いします。

○百瀬委員 本日の会議資料について御紹介いたします。

資料は事前にお送りしているところですが、本日の資料は、まず、会議次第、相談部会出席者名簿、貸金業部会出席者名簿となっております。

資料1 「多重債務に関する相談状況」

資料2 「東京モデルの実施状況」

資料3 「特別相談『多重債務110番』の実施結果」、ここまでの相談部会になります。

資料4 「都における貸金業対策」

資料5 「都における啓発宣伝活動」

資料6 「法テラス東京 業務実績」

資料7 「日本貸金業協会 資料」

資料8 「東京財務事務所 多重債務相談窓口のご案内」となります。

また、参考資料として、3月に実施いたします無料特別相談の「多重債務110番」実施のポスター、チラシの原稿を後ほど御紹介させていただきます。

資料は以上となります。よろしく願いいたします。

○宮永部会長 ありがとうございました。

それでは、お手元にあります会議次第に従いまして会議を進めてまいりたいと思います。

初めに、消費生活総合センターからの報告です。相談課長、よろしくお願いします。

○百瀬委員 それでは、資料1、多重債務に関する相談状況について御説明させていただきます。こちらは、東京都消費生活総合センターの受付分の状況でございます。

図を見ていただくと、多重債務相談は減少傾向であるのですが、本年度上半期の状況ですが、件数的には9件増えていまして、4.8%増となっております。

下の多重債務に関する相談で、令和2年度と3年度の月別の状況ですが、令和3年度の上半期は197件になっておりまして、昨年度、令和2年度の9月までの188件よりも増えている状況でございます。

10月以降はまだこちらに入っていないのですが、本年度の9月30日まで緊急事態宣言をしまして、それ以降、解除されたことによって社会が動き始めたら、同じように多重債務の相談も徐々に増え出しているという状況も相談員のほうからは聞いておりますので、10月以降は昨年度よりも伸びている可能性がございます。なので、多重債務の状況はやや増えているのではないかと感じているところでございます。

次に表-1に移りますが、契約当事者の職業別件数です。やはり給与生活者が半分以上で、多くなっておりまして、本年度に入って自営業、自由業の方が若干増えてきております。

次の表-2は契約当事者年代別件数ですが、これまで50歳代が5分の1ぐらいで多くを占めていたのですが、令和3年度の上半期になると、20歳代が今まで1割ちょっとだったのが2割ぐらいになっていまして、若年層の多重債務の相談が増えているのではないかと感じております。

次の説明に移ります。資料2の東京モデルの実施状況でございます。多重債務の相談が年々減っていることもありまして、東京モデルの実施状況も件数的には減ってきております。ただ、先ほど申し上げたとおり、今年の秋以降ちょっとずつ増えている感じもありますので、東京モデルの実施状況も増える可能性があるのではないかと考えております。

最後の(5)の東京モデルのつなぎ先ですが、やはり一番多いのは東京都生活再生相談窓口で、7割ぐらいになっていまして、家計相談に乗ってもらうことが多いのだと思います。

次の説明に移ります。資料3で、本年度の特別相談の結果についてでございます。例年9月頭の月・火に実施しているのですが、今年度はオリンピック・パラリンピックの関係で9月末の実施となりました。9月29日と30日の2日間実施しまして、特別相

談全体では161件になっていまして、その中でも、東京都はセンターは40件で件数的には多くなかったのですけれども、弁護士会、司法書士会、法テラスの方々の協力実施団体のほうに91件ということで、多く相談が寄せられております。

今回、東京都で受付をしました40件の特徴ですけれども、平均年齢は50歳代が多く、例年どおりでございます。債務額が500万円以上の方は22.5%になっておりまして、1人当たりの平均債務額は281万円となっております。

下のほうに移っていただいて、こちらは今回の特別相談で受け付けました主な相談事例でございます。コロナの関係が多いのですけれども、こういう相談が入ってきたということになりますので、後ほどお読みいただければと思います。

次の統計データの説明に移らせていただきます。今回の特別相談の状況ですけれども、9月に実施したものが161件となっておりまして、2つ前が昨年度の9月で110件となっておりますので、増えていると思っております。

また、資料の下に移っていただくと相談件数の状況でありまして、来訪と電話がございます。相談の件数40件のうち来訪が11件となっております。今回、緊急事態宣言下であったのですけれども、やはり多重債務の相談は直接の相談を要望される相談者が多いということもありまして、また、複数の契約をされたところがあったりするので、必要性に応じてこのように来訪も行ったということで、相談件数に反映できていると思っております。

次のページは、今回の40件の内容でございます。属性としては、先ほど申し上げたとおり50歳代が多くて、右に移っていただくと、給与生活者が多く、今回40件の中では男女比は同数となっております。

下のほうに移っていただくと、借入先も6社以上が3割を占めているところになっております。借入先は、今回は信販会社が多かったのですけれども、40件という相談だったので、銀行も多くなったりすることもありまして、銀行や信販会社が傾向では多い感じになっております。

最後のところは債務の状況でございます。今回、500万円以上の債務者は22.5%となっております。最高債務額はやはり住宅ローンを含んでおりますので6000万以上となっておりますが、1人当たりの平均債務額は281万円となっております。

なお、今回、多重債務110番の実施をするのですけれども、前回の7月に開催しました相談部会で決定させていただきましたが、第2回は3月7日と8日に実施いたします。

弁護士会、司法書士会、法テラスなど、関係機関の皆様には法律の専門家の派遣をお願いしてございます。今回も、特別相談当日には精神保健福祉のカウンセラーも配置させていただきます。

御覧になっていただいているチラシですけれども、2月3日に実施日程等のプレス発表をしまして、そこで公表することになっております。そこからホームページ、ツイッター、フェイスブックによる周知を行いますとともに、東京都の広報誌「広報東京都」の3月号の告知記事に掲載いたします。チラシ、ポスター等の作成を進めておりますので、ほとんどできているのですけれども、参考資料として御紹介しています。2月3日に発表します。

このチラシ・ポスターに関しましては、多重債務問題対策協議会関係機関の皆様には配布させていただきますので、実施につきましての周知への御協力をよろしくお願いいたします。

以上、報告となります。

○宮永部会長 ありがとうございます。

ただいま消費生活総合センターから報告いたしました。御質問、御意見がございましたら御発言をお願いしたいと思います。発言の際には、画面下にございます手のひらのマークの挙手ボタンでお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

特にないようなので、次に進めさせていただきます。最後にも意見交換の時間がありますので、そのときにでもと思います。

それでは、続けさせていただきます。

議事2「産業労働局金融部貸金業対策課からの報告」ということで、産業労働局、小寺委員、御説明をお願いします。

○小寺委員 それでは、資料に沿って御説明させていただきます。資料4を御覧ください。

都における貸金業対策の状況ということで、まず1番目が東京都知事登録業者数の推移です。下段には全国の登録業者数を参考として掲載してございます。ピーク時である平成14年と比較すると、現在、登録数は約8%となっております。ここ数年間の下げ幅は緩やかになっておりますが、減少傾向は続いておるところでございます。昨年度は570ということで、元年度に比べると増えておりますが、これは廃業者数が少なかったということで、新規の登録数は例年一定程度の数があるのですが、そのところについては大きな変化はございませんでした。

全国の登録数も同様で、全国のほうが14年当時と比べると、約6%ということで、そ

ちらのほうがやや減少傾向が大きく出ている状況でございます。今年度の11月末時点の登録業者数は昨年度から10業者減少しておりますが、これは現在の登録事業者数でございますして、実際は毎月新しい業者の登録、古い業者の廃業といった形で入れ替わりがございます。

ちなみに、参考まででございますけれども、12月末までで見ますと、新たな登録業者が27、廃業した業者が36といった状況で、12月末現在では561という形になってございます。

2番目、行政処分数の推移についてでございますが、過去5か年と今年度行った件数を掲載してございます。平成28年度以降は登録取消しに至るような違反情状が重い行為を行った業者はなく、また、そこまで至らないものの業務停止や改善命令に至る処分案件についても減少している状況にあります。

3番目、苦情・相談件数の推移についてです。年々件数は減少傾向にあり、今年度の12月末の件数でございますけれども、前年同時期と比べても約7割、もう少し細かく言いますと68.7%となっております。苦情・相談件数は減っているところでございますけれども、昨年度末でも1,000件ということで、まだ1,000件を超える苦情相談が私どもに寄せられているところでございます。

その下の囲みの部分、貸金業者の資質向上に向けた取組についてです。貸金業の事業を行うに当たりましては、貸金業法で3年ごとに登録を更新していかなければならないという定めになってございます。都は、その更新時の機会を捉え、貸金業者の業務運営の適正化及び資質の向上を図る目的から、更新時講習会を年4回実施してございまして、今年度は既に3回開催しているところでございます。

講習会では、立入検査及び登録更新の諸手続に関する留意事項等の講義に加えて、貸金業法に精通した弁護士による貸金業務の適正性の確保に資するテーマを設定し、実施してございます。この資料で言うと①に当たります。

12月に行った講習会では、今年の4月に行われる民法改正に伴う成年年齢の引下げや、令和2年改正個人情報保護法の施行に関しまして、貸金業者に求められるコンプライアンス・リスク管理の対応上のポイントについて講義を行ったところでございます。

加えて、講習を受けるだけではなくて、それに関する効果測定の実施、御回答いただいた事業者には受講修了証書を発行しており、3回の講習会で88者（社）に交付しているところでございます。

続きまして、資料5、都における啓発宣伝活動でございます。先ほど私のほうから挨拶をさせていただきました中でも述べさせていただきましたが、私どもが行っているヤミ金融被害防止のためのキャンペーンなどの取組でございます。新型コロナウイルス感染症が発生するまでは、キャンペーングッズの配布や、大規模イベントでの相談会やセミナー、パネル展示など、基本的には対面を通じた啓発活動を行ってまいりましたが、新型コロナウイルスの発生後は、イベントの中止とともに感染拡大の防止の観点を踏まえまして、昨年度から公共交通機関や駅前の大型ビジョン等を活用した非接触型のキャンペーンに切り替えて実施しております。

今年度は、実施時期についてはこれまで同様、上期・下期の2回、6月と11月に行い、上期は区市町村や経済団体等へのキャンペーンポスターの配布や、都営地下鉄車内での啓発動画の放映、この資料で言うところの「騙されないで！」というのは動画の一場面になってございます。また、インターネット広告やSNSでの情報発信等も行っております。

下期では、ポスター掲示やSNSによる情報発信とともに、啓発動画についてはJR車内や新橋、新宿、立川駅の駅前街頭ビジョンなどを活用するなど、放映エリアの拡大に取り組んだところでございます。

右側のほうに移っていただきたいのですが、2番目の資金需要者向けセミナー（出前講座）についてでございます。大学生や専門学校生などの若年者や高齢者の方々を対象にして、ローンやクレジットなどに関する金融関係知識の習得や、ヤミ金融をはじめとした各種金融トラブルの特徴や被害に遭わないための対処方法を知っていただくために、講師を派遣する出前講座、いわゆるセミナーを日本貸金業協会様と連携して行っております。

今年度は、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、民法改正に伴い、今年4月から成年年齢が引き下げられることから高校生にも対象を拡大してございまして、12月末までの実績は都立高校2校251人を含め、計7団体、1,088人が受講してございます。

また、下の○のところにも書かせていただいておりますが、高齢者を対象とした講座用の教材として、オレオレ詐欺や還付金詐欺など、高齢者が巻き込まれやすい最新の金融トラブルの手口及びその対処方法をドラマ仕立てで紹介する啓発動画を日本貸金業協会様と共同で作成したところでございます。

ただし、高齢者団体からこうしたセミナーの開催の申込み等はございますが、昨今の新型コロナウイルスの感染状況等により、残念ながらまだ開催には至っていないという現状

にございます。

下のボックスに移っていただければと思います。3番目、その他の啓発宣伝事業についてですが、幾つか細かい取組を掲載してございます。最初はファクタリングを装った違法な貸付け、いわゆる偽装ファクタリングについてですが、依然として違法な貸付けを行う業者に関する相談がありますことから、こうした状況を踏まえ、中小企業の経営者に向けたチラシを作成し、公益財団法人東京都中小企業振興公社の協力を得て1万8000社に送付し、注意喚起を図っているところでございます。

また、その下でございますけれども、個人への貸付けにおいて代表的な悪質な手口である給与ファクタリングや、SNS等を通じた個人間融資、また新たな手口でございます後払い現金化について、その手口の特徴等を記した注意喚起のチラシを作成し、関係機関への配布とともに産業労働局のホームページに掲載し、周知を図っております。

このほか、11月には台東区の消費生活イベントにおいて、金融トラブルの防止に関する啓発パネルの展示やチラシの配布等も行っているところでございます。

非常に雑駁ではありますが、資料の説明については以上となります。

○宮永部会長 小寺委員、ありがとうございました。

今の御報告につきまして、御質問、御意見などがございましたら挙手ボタンでお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、こちらについても何かあれば、最後にまた時間を設けますので、よろしくお願ひします。

続きまして、議事の3番目、各団体・機関からの報告及び情報提供についてです。まず、資料6、法テラス東京の業務実績についてですけれども、資料を御用意いただいているのですが、本日、亀井委員は御欠席のため、皆様方には後ほど御確認いただければと存じます。

続きまして、資料7、日本貸金業協会からの報告ということで、日本貸金業協会、森委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○森委員 日本貸金業協会の森でございます。よろしくお願ひします。

私どもとしては、多重債務の発生防止の取組について御報告させていただきます。ポイントを絞り御説明いたします。

まず、1ページ目をお願ひいたします。今期の多重債務発生防止への取組の概要でございます。資金需要者からの相談、問合せをお客様の声として、多重債務の防止、あとは未

然防止の対策に反映して①から⑦の取組を行っております。特に、私ども③の貸付自粛制度と⑤の生活再建支援カウンセリングを中心に後ほど御説明したいと思いますが、まず先に3ページをお願いしたいのですが、本年度上期、相談受付状況から御説明をさせていただきます。

相談全体としては、前年度の上期と比較して769件の増加となっています。その内訳は、一般相談は88件減少しておりますが、多重債務関連の相談については増加傾向で、トータルで241件増加しております。括弧のところがコロナ関連の相談になっておりますが、昨年度と比較して245件減少しております、減少傾向でございます。

新型コロナウイルスの感染予防対策としてWebからのメール相談の受付を昨年5月から開始しまして、相談機会の拡充を行いました。

詳細については4ページにまとめてありますので、御覧いただければと思います。

続きまして、6ページをお願いします。ヤミ金・違法業者についてまとめてございます。昨年と比較して32件の増加となっています。ヤミ金と接触した方法を分析したところ、自らネットにて検索しているというケースが昨年より引き続き増加傾向となっております。

なお、対策としては、警視庁への情報提供を含む記載の注意喚起等を行っております。

続きまして、7ページをお願いします。(5)の協会独自の生活再建支援カウンセリングでございます。多重債務の再発防止を目的としており、家族からの相談も受けているのが特徴でございます。本年度上期については15件の新規を受け、42名の相談者に107回のカウンセリングを実施しております。

記載のとおり、カウンセリング終了者からアンケートをいただいておりますが、感謝の言葉をいただいております、再発防止に重要な役割を担っていると考えております。

8ページをお願いします。こちらが協会設立当初から多重債務問題解決の一環として行っております貸付自粛制度でございます。平成30年度からは、ギャンブル等依存症対策推進強化の一環として幅広い利用の促進に取り組んでまいりました。

8ページの表については、令和2年4月からWebの受付を開始し、令和元年と比較した表でございます。郵送、来協が大幅に減少して、約66%がWebでの受付となっております。

9ページをお願いします。貸付自粛の登録状況でございます。昨年の上期と比較して、117件増加しております。先ほど述べましたように、ギャンブル等依存対策の一環として行っておりますが、登録の1,164件のうち541件がギャンブルを起因としての登

録となっており、ギャンブルの種類としては記載のとおりでございますので、後ほど御覧ください。

続きまして、10ページをお願いします。こちらについては、先ほどの貸付自粛の登録を3か月経過した後に撤回ができる、この撤回を比較したもので、同時期としては56件増加しております。登録から撤回の期間、撤回の理由などを記載しておりますが、特に注目するところは、一番下の表になるのですが、貸付自粛を登録するとき、登録時の目的、問題などが、貸付自粛を登録することによって改善したことがヒアリングで確認されており、約78%の方が何らかの改善のきっかけになったという回答を得ておりますので、多重債務の問題解決の一環としての役割は果たしているのではないかと考えております。

11ページをお願いします。先ほどの貸付自粛制度等の金融トラブルも含めまして、周知活動でございます。特に今期は、成年年齢の引下げの一環から、免許証が身分証明の代わりになりますので、自動車学校への周知活動を初めての試みとして、金融トラブルも含めましてリーフレット等の周知活動を行っております。詳細については後ほど御覧いただきたいと思いますが、今後も各関係機関と連携して周知活動に努めていきたいと思っております。

12ページから13ページにかけては、金融経済教育活動の上期の実績と下期の予定でございます。先ほどからお話がありましたように、成年年齢の引下げを念頭に、啓発ツールの配布、あとは出前講座等の若年者向けの周知活動を関係機関と連携しながら推進してまいりました。詳細は後ほど御覧ください。

15ページから17ページにつきましては、各相談事例、コロナであるとかヤミ金の相談事例を載せておりますので、後ほど御覧ください。

最後に、18ページ、19ページは周知活動等のツールでございます。19ページの右側のほうは、スタンドをつけて、特に若年者の学生向けに今回新たに作成しまして、大学等を中心に配布して、基本的な周知活動を継続してきたところでございます。

今後も、情報収集、分析、情報提供、周知活動に積極的に取り組んで、多重債務の発生防止に努めたいと思っております。

報告は以上でございます。

○宮永部会長 森委員、どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何か御質問、御意見がございましたら挙手ボタンでお知らせください。いかがでしょうか。

ないようですので、続けさせていただきます。

続きまして、資料8、関東財務局東京財務事務所からの報告ということで、豊田委員、よろしくお願ひいたします。

○豊田委員 東京財務事務所の豊田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私ども東京財務事務所は、財務省の総合出先機関であります関東財務局の東京における業務を行っておりますほか、金融庁長官の委任を受けまして金融機関などの監督業務を行っております。

貸金業につきましては、2つ以上の都道府県に営業所を置く貸金業者について監督を行っておりますほか、多重債務相談窓口には2名の相談員が常駐しまして、相談者が抱えている様々な問題をじっくりと時間をかけてお聞きしております。

当窓口の特徴としては、相談者御本人以外、家族や知人からの相談が3割程度あるということでございます。

今日御提出させていただきました資料は、資料8ということで、こちらは当事務所のホームページに掲載しております多重債務相談窓口の案内の資料でございます。借金で困っている方はどこに相談していいかわからないという方が多いので、ホームページに掲載のほか、関係団体等に配布、備え置きをお願いしまして、窓口の周知を図っているところでございます。皆さんも後ほど、ホームページ、こちらの資料を御参考までに御覧になっていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

あと、せつかくの機会ですので、最近の相談事例を紹介させていただきます。まず一つ、コロナ禍におきましては在宅時間が増えまして、借金についての情報をインターネット等で検索したのだけれども、ネット上の膨大な情報の真意が判断できずに困ってしまいましたということ、我々のような公的な国の機関であるなら正しい情報を提供してもらえないかということ、そういった思いで相談したという方が増えてきた印象がございます。

あと、コロナ禍において、制度融資とか給付金などによりまして支援がなされました。これを借金の返済原資に充ててその場をしのいできたのだけれども、制度融資の返済開始時期が迫ったり、あとは給付金が終了してしまったことを契機に慌てて相談に来られる方も多い状況でございます。

借金で困っていらっしゃる方は、単に債務整理をすれば問題が全て解決するというよりは、心身の健康問題、家族の問題、様々な問題が絡み合ってお一人で苦しんでいる方が多いように感じております。当事務所の多重債務相談窓口では、困っていらっしゃる方から

じっくり時間をかけてお話を伺った上で問題解決のお手伝いをさせていただいているところでございます。

本日、御出席の皆様とより緊密な連携を行うことによりまして、コロナ禍で多重債務に苦しむ方の問題解決の一助となるように今後も取り組む所存でございます。

当方からは以上でございます。

○宮永部会長 豊田委員、ありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見はいかがでしょうか。あれば挙手ボタンでお知らせください。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の議事は以上でございます。その他に参りますが、もし何かこれまでの御報告に対する御意見、御質問のほかにも、各団体、各機関の委員の方々から何か御発言を頂戴できればと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

杉山委員、よろしく申し上げます。

○杉山委員 日本クレジットカウンセリング協会の杉山と申します。

資料はお配りしておりませんが、当協会の令和3年12月末時点での業務実績を報告させていただきます。

当協会の主な業務指標は電話相談件数とカウンセリング件数ですが、概括的に申し上げれば、いずれも減少基調で推移しております。具体的に申し上げますと、本年度は年度当初から通常営業をしておりますが、昨年度、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の動向等を踏まえまして4月から6月までの間は業務を中止等した期間がございますので、通常の営業をした7月から12月までの6か月分の実績につきまして、令和2年度と3年度の時系列比較をしました。

そうしましたところ、東京センターの電話相談は、令和2年度から3年度にかけまして642件から619件、新規のカウンセリングは194件から184件、延べカウンセリングは570件から547件にそれぞれ減少しております。3つの指標はいずれも令和3年度は令和2年度を下回ることになりました。全国ベースで見ても同様の傾向でございます。繰り返し申し上げますけれども、今申し上げた実績は7月から12月の6か月分の2年度と3年度の比較でございます。

ただし、減少幅を見ますと、いずれの指標も令和元年度から2年度にかけての減少幅よりは小さくなっておりまして、下げ止まりつつあると受け止めてございます。

私からの説明は以上でございます。

○宮永部会長 杉山委員、御報告をどうもありがとうございました。

ほかの委員の方々、何か御発言があればいかがでしょうか。

安藤委員、お願いします。

○安藤委員 東京司法書士会の安藤でございます。

長らく鳴りを潜めていたヤミ金の相談が、コロナ禍をきっかけとしてか、お受けすることが非常に多くなってきたかなという感じを受けております。

かつて、店舗を持っていたヤミ金が090金融、店舗を持たないヤミ金になっていったように、今は090からLINEアカウントに移行して行って、それこそLINEアカウントでしかコンタクトが取れない、電話番号すら分からないヤミ金というのも最近相談の中では出てきたなと感じているところです。

これまでの長年の取組の中で、例えば口座については凍結の制度ができ、携帯電話についても警察のほうから言っていただくと携帯電話の利用が止まるといったような仕組みをつくってきたと思うのですが、こういったSNSに対しても仕組みが必要になってくるのかなということを感じております。

あと、最近、給与ファクタリングから、買取り、後払いといった新手のヤミ金がころころと出てくる状況にあったのですが、一回りして、従来型の、ど直球のヤミ金融も結構元気に活動しているようでございまして、口座や携帯電話から自分たちが足がつかないということに絶対の自信を持っているようで、警察から警告の電話をしても全然止まらないというような相談も寄せられていて、対処に苦慮しているところです。

私が個人で受けた事件なんかですと、警察に通報すると、最低限警告の電話をしていただいたり、対応していただいておりますが、また、厳しい対応をお願いしたいなと感じておるところでございます。

以上です。

○宮永部会長 貴重な情報提供をありがとうございます。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

海老名委員、よろしく申し上げます。海老名委員、いかがでしょうか。接続が不調でしょうか。

○海老名委員（チャット） 後でいいです。

○宮永部会長 海老名委員、承知しました。

ほかにどなたかおいでになりますか。

橋本委員、よろしくお願いします。

○橋本委員 資料を事前にお届けしてなくて恐縮ですけれども、多重債務といたしましては件数的には今のところ減少傾向にあります。やはり成年年齢の引下げが間近に迫っているということで、私ども八王子市は、高校はいわゆる市の教育委員会の域外ということで、その教育の実態がなかなか分からなかったものですから、実は去年の暮れに、市内に21校ある私立、都立の高校に向けて消費者教育等々、あるいは成年年齢引下げに関するアンケート調査をしましたところ、十分取り組めていないところが見えました。

消費者庁がお作りになって、東京都さんが配布をされている「社会への扉」といったものも、なかなか活用されていないような実態も浮き彫りになってきたところがございます。

つきましては、うちのほうには消費生活基本計画と消費者教育推進計画という2本の5年計画があるのですが、これを2年間延長するとともに、成年年齢引下げの問題をはじめとします消費者教育、特に若年者層を対象とする教育・啓発の強化を追加いたしまして、まさに今取り組もうとしているところであります。

それにつきましては、東京都さんをはじめ、既に貸金業協会さんにも御協力いただいているところではありますけれども、引き続き御協力をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○宮永部会長 橋本委員、ありがとうございました。

4月に迫っております成年年齢引下げについて、都でも教育庁等と連携して、学校などへの働きかけも強化しておりますし、若者向けのキャンペーンも始めているところでございます。関係機関の皆様方におきましても、引き続き御協力いただければと思います。ありがとうございます。

ほかに、どなたかおいででしょうか。

山内委員、よろしくお願いします。

○山内委員 警視庁の生活経済課の山内です。

私から、警視庁管内のヤミ金融事犯の傾向等についてお話しさせていただきます。

初めに、出資法違反、貸金業法違反等のヤミ金融事犯の検挙状況でございますが、昨年、令和3年11月末現在の都内における検挙件数は16件で、前年に比べて3件増加、検挙人員は27名で、前年より9名増加している状況です。

具体的な事件検挙の事例をお話しさせていただきますと、昨年12月にいわゆる個人間

融資によるヤミ金融の事案を検挙しております。この件につきましては、警察署に対する相談が端緒で捜査を開始しました。被疑者3名を逮捕したのですが、募集のやり方としてはツイッターやLINEで客を勧誘し、借入れを希望する者から身分証明書、給与明細等を送信させておりました。さらに、貸付金が1人につき6万円以上の者に対しては全裸画像を自撮りさせて送信させて、返済が滞った者に対しては「画像をばらまく」などと脅して返済を迫っておりました。

被疑者らの全体の犯行の規模としましては、平成30年5月頃から令和3年4月頃までの間で、全国で46都道府県の約600名、貸付金額は約1億6000万円、利益としましては約4500万円という規模でございました。

本事案で立件しました借入者の借入理由としましては、遊ぶ金、生活費のほか、1名はコロナの影響で仕事ができなかったという状況です。

以上、事業概要を説明させていただきましたが、ヤミ金融事犯は、それぞれの委員の先生からお話が出ていますとおり、新たな手口を使って日々複雑巧妙化しておりますことから、今後も関係部署と連携を図るとともに、警告と事件検挙等をしながら、様々なヤミ金融事犯に対応していきたいと考えております。

以上です。

○宮永部会長 どうもありがとうございました。警視庁のお取組の御紹介、感謝申し上げます。引き続き、連携をいろいろできればと思いますので、よろしく申し上げます。

続きまして、どなたかおいでになりますか。

海老名委員のほうから御意見等があるようですけれども、申し訳ありません、ちょっと接続のほうがあまくいかないようで、次の方々に意見を伺いながらお待ちしたいと思います。

委員の方々、ほかにいらっしゃいますか。安藤委員、何かございますか。

○安藤委員 安藤でございます。1点忘れておりましたので追加でよろしいでしょうか。

先ほど警察の方からも、ツイッターなどで個人間融資しますみたいな勧誘があるという話もあって、今、ツイッターなんかだとハッシュタグといって「#」の後に「個人融資」とか「個人間融資」というワードを載せることによって検索しやすいようになっていますけれども、これを逆用してハッシュタグを汚染するという手も考えられるのですね。つまり、「個人融資」とか「お金を貸してください」みたいなハッシュタグで、例えば東京都がツイッターに定期的に、毎日、例えば1日6時間おきとかに、「ヤミ金は返す必要があ

りません」とか「警察に言いましょう」とツイッターに投稿し続けることによって、ヤミ金にとってはハッシュタグが利用できなくなるわけですね。要は、東京都が注意喚起をこのハッシュタグを使ってやっているぞとなることによって、ヤミ金が商売をしにくくなるということも考えられますので、そういった定期投稿、要は注意喚起をハッシュタグを用いることも検討してもよいのではないかなと思います。

これは弁護士や司法書士が有志でやっているようですけれども、公的な機関がやるのが一番パワーが強いのだと思いますので、こういうことも御検討いただくとよろしいかなと思います。

以上でございます。

○宮永部会長 安藤委員、貴重な情報をありがとうございます。いろいろ検討の材料にしていければと思います。

ほかにおいででしょうか。

海老名委員のほうで発言がおありのようですけれども、つながりましたでしょうか。

まだ難しいようです。

委員の方々、ほかになにかございますか。もし何かあれば後ほどでも構いませんが、続いてオブザーバーの方々で御意見、御報告等が何かある方がいらっしゃれば挙手ボタンでお知らせください。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

海老名委員、接続のほうがなかなか難しいようでしたので、次の機会にということで御案内いただいております。申し訳ございません。後ほど事務局のほうでお話をお聞かせいただいで、今日の参加者の皆様方に御紹介させていただければと思います。海老名委員、御面倒をおかけして申し訳ありません。ありがとうございます。

ほかにも、皆様方、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

本日は、皆様方から大変貴重な御報告、また、有意義な情報交換の機会になったと思います。引き続き、皆様と連携してこうした問題への理解を深めてまいりたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

それでは、本日予定しておりました議事は以上でございます。事務局から連絡などはありますでしょうか。

○百瀬委員 事務局でございます。

次回の会議の日程について御連絡させていただきます。改めて日程調整をいたしますが、例年7月に行っておりますので、7月頃に開催をする予定と御承知おきください。開催方式ですけれども、今回のようにオンラインになるのか、もしかしたら一堂に会する形でできるのかということはコロナの感染状況にもよるのですけれども、そのときにまた改めて御相談させていただければと思います。

では、以後、よろしく願いいたします。

○宮永部会長 ありがとうございました。

途中、接続で大変御不便をおかけいたしましたけれども、皆様の御協力のおかげをもちまして、本日、会議を無事に終えることができます。ありがとうございます。

それでは、これにて令和3年度相談部会と貸金業部会の合同会議を閉会したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。順次、御退席くださいませ。

午前11時49分閉会